平成３０年（フ）第３９号
福岡県久留米市上津町2228番地976、前住所兵庫県姫路市大津区真砂町32番地１　308号室
債務者　橋爪　孝輔
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　健彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２５号
秋田県横手市四日町３番５号
債務者　佐藤　　順
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　帥仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第８０号
岐阜県山県市高木795番地１
債務者　寺沢プレスこと　寺澤　一直
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　了照
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第９２号
岐阜市六条南３丁目９番16―303号　（シェトワ六条）、前住所岐阜市茜部菱野２丁目45番地　（ゴールデン50　702号）
債務者　竹元　憲一
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２１４１号
名古屋市名東区牧の里３丁目701番地　県営高針住宅１棟117号
債務者　岩田　義美
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重長　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２９８号
名古屋市守山区小幡千代田４―11、住民票上の住所愛知県尾張旭市東山町２丁目12番地９
債務者　三和自動車商会こと　水之江　弘
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名越　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７７号
名古屋市西区中小田井１丁目295番地
債務者　タンメン翔こと　田中　清光
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村樹世土
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６７号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1436番地の１　メゾンボヌール201、前住所東京都世田谷区若林４丁目23番25号
債務者　君山　正好
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原島　年央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２０８号
埼玉県朝霞市根岸台１丁目５番43号
債務者　宮木　将人
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６号
奈良県橿原市四分町287―13平野方、住民票上の住所奈良県橿原市四分町291番地　四分団地Ｂ―３　（前居所）奈良県橿原市上飛騨町43番地の１　市営住宅日高山団地Ｐ―17
債務者　津森　昌章
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸城　杏奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
愛知県一宮市花池３丁目14番３号　サンプラザサカイⅡ207号
債務者　ＤＢＳマート、ＤＢサポート・オカハタこと　岡畑　正雄
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三品さくら
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第２６号
長崎県佐世保市白岳町836番地６　野田２Ｆ、前住所長崎県佐世保市長坂町524番地２
債務者　冨永慶吾郎
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第８３号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄1267番地
債務者　堀野　　廉
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２７号
北海道登別市鷲別町２丁目31－１　恵愛病院、住民票上の住所北海道登別市若草町５丁目24番地７コンフォニア会社内101
債務者　磯野　明美
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第２号
山形県鶴岡市三和町９番５号
債務者　宮本　　学
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成３０年（フ）第３号
山形県鶴岡市三和町９番５号、前住所山形県鶴岡市切添町２番21－８号
債務者　宮本　　楓
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部